

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たる日は、その翌日)

## 目次

◇規則 鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

◇告示 生活保護法による施設機関の指定  
土地改良法による換地計画の決定  
解除予定の保安林(二件)  
公有水面の埋立ての免許  
基本測量の実施

◇選挙告示 選挙管理委員会の招集  
参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日等  
参議院地方選出議員選挙におけるポスター掲示の開始の日

◇人委規則 職員の特勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

◇内水面漁場管理委告示 あゆの採捕の禁止  
公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 規則

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第二十二号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則(昭和四十二年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「二千百六十円」を「二千三百二十円」に改め、同項第二号中「千九百三十円」を「二千八十円」に改め、同条第三項中「千九百三十円」を「二千八十円」に改める。  
第六条第二項中「四百九十円」を「五百十円」に改め、同条第六項中「一万六千円」を「一万六千二百五十円」に改める。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鳥取県訓練手当支給規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。
- 改正前の鳥取県訓練手当支給規則の規定に基づいて昭和五十五年四月一日以降の分として支給された訓練手当は、改正後の規則の規定による訓練手当の内払とみなす。

告 示

鳥取県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定に基づき、施術機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
佐々木柔道接骨院	米子市河崎二二八六一三	昭和五十五年五月二日

鳥取県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、佐陀川右岸地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和五十五年五月二十四日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
米子市役所及び淀江町役場
- 四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百四十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字芦津字沖ノ山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字水無し八七七の三、字扇ノ山八七八の五(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百四十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定に基づ

き、次のとおり公有水面の埋立てを免許したので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 免許の日

昭和五十五年五月二十三日

二 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

境漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

三 埋立区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先の公有水面

(二) 区域

①の地点と②の地点とを結ぶ昭和三十九年三月九日付受港管第十号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・L十〇・六〇メートル)、②の地点から③の地点及び④の地点を通り⑤の地点に至る昭和五十一年二月九日付鳥取県指令受河第一号の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線(D・L十〇・六〇メートル)、⑤の地点と⑥の地点とを直線で結んだ線並びに⑥の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 高尾山三等三角点(北緯一三三度一四分五・二三八秒東

経三五度三三分三四・二六二秒)から一三七度五一分九秒

二、四二〇・五メートルの地点(以下「A地点」という。)

から二〇六度〇〇分五六・九メートルの地点

②の地点 A地点から二四六度三〇分一四一・八メートルの地点

③の地点 A地点から二五〇度〇〇分一三九・〇メートルの地点

④の地点 A地点から二四八度〇〇分一二五・三メートルの地点

⑤の地点 A地点から二六七度五〇分一二〇・一メートルの地点

⑥の地点 A地点から三五六度五〇分六・一メートルの地点

(三) 面積

五、七〇五・七七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先の陸域及び公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 A地点から三四度二〇分一二・七メートルの地点

㉟の地点 A地点から二〇一度〇〇分五九・六メートルの地点

㊱の地点 A地点から一九八度〇〇分六七・六メートルの地点

㊲の地点 A地点から二四九度三〇分二一五・〇メートルの地点

㊳の地点 A地点から二五九度二〇分二〇七・二メートルの地点

㊴の地点 A地点から二五九度四〇分一七九・一メートルの地点

㊵の地点 A地点から二六七度〇〇分一五九・八メートルの地点

㊶の地点 A地点から二七三度三〇分一六一・八メートルの地点

㊷の地点 A地点から二七九度〇〇分一四四・一メートルの地点

㊸の地点 A地点から二八五度三〇分一三七・六メートルの地点

㊹の地点 A地点から三〇五度〇〇分一五七・〇メートルの地点

㊺の地点 A地点から三〇九度二〇分一三九・八メートルの地点

㊻の地点 A地点から三一〇度〇〇分一一三・四メートルの地点

㊼の地点 A地点から三二五度〇〇分一二〇・四メートルの地点

㊽の地点 A地点から三三六度一〇分一二五・五メートルの地点

㊾の地点 A地点から三四四度四〇分一一三・七メートルの地点

㊿の地点 A地点から三五五度〇〇分六七・三メートルの地点

㊱の地点 A地点から三五六度四〇分五二・一メートルの地点

(三) 面積

二四、七六七・二五平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第四百五十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(確定測量基準点測量)

二 作業期間

昭和五十五年五月二十二日から昭和五十六年三月三十一日まで  
三 作業地域

青谷町、鹿野町、岩美町、福部村、国府町、郡家町、八東町、若核町、  
船岡町、智頭町、用瀬町、鳥取市及び倉吉市

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和五十五年第八回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年五月二十五日(日) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室  
三 議題

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について
- (2) 参議院議員通常選挙について

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第十九号

昭和五十五年六月二十二日執行予定の参議院地方選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う

日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和五十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 被登録資格の決定の基準となる日

昭和五十五年五月二十八日。ただし、年齢については、同年六月二十二日を基準日とする。

二 登録を行う日

昭和五十五年五月二十九日

三 縦覧に供する期間

昭和五十五年五月三十日から同年六月三日まで

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

昭和五十五年六月二十二日執行予定の参議院地方選出議員選挙における公職選挙法(昭和五十五年法律第九号)第四百四十四条の二第一項のポスターの掲示場に同法第四百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を昭和五十五年五月三十日と定めたので、同法第四百四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

### 人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表の三級の項及び四級の項中「整肢学園の医長」の下に「及び副医長」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、昭和五十五年五月一日から適用する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

#### 鳥取県人事委員会規則第八号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中37の項を削り、38の項を37の項とし、39の項から49の項までを38の項から48の項までとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 内水面漁場管理委員会告示

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和五十五年五月二十三日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

千代川

昭和五十五年六月一日から同月七日まで（投網にあつては同月一日から同月十五日午前五時まで、引懸（ゾロ）にあつては同月一日から同月二十一日まで）。ただし、智頭町大字市瀬笹ケ川における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流、八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流及び佐治川の区域においては同月一日から同月二十一日まで

天神川

昭和五十五年六月一日から同月七日まで（投網にあつては、同月一日から同月十五日正午まで）

日野川

昭和五十五年六月一日から同月七日まで（投網にあつては、同月一日から同月十五日午前五時まで）